

NTT東日本から届出のあった活用業務に対して

総務省が行った確認の内容

東日本電信電話株式会社（以下「NTT東日本」という。）から、令和7年7月2日付けで、総務大臣に対し、日本電信電話株式会社等に関する法律（昭和59年法律第85号。以下「NTT法」という。）第2条第6項の規定に基づき、同項の業務（以下「活用業務」という。）を営むことについての届出があった。

総務省において、当該届出に係る活用業務が同項に規定する範囲内で営まれることについて、当該届出の時点において届出書に記載された事項により確認した内容は、以下のとおり。

1 届出の概要

今般届出のあった活用業務（以下「本件活用業務」という。）は、NTT東日本が地域電気通信業務等を営むために保有する設備、技術及びその職員を活用し、同社の業務区域^{※1}において、県間のLAN型通信網サービス（令和6年11月1日付けの届出により新たに実施した業務（以下「APNサービス」という。）を含む。）の役務提供を行うとともに、同サービスについて同社の業務区域外（以下「エリア外」という。）のエンドユーザとの通信を可能とするために他の電気通信事業者（以下「他事業者」という。）との合意に基づき、他事業者の提供する電気通信役務に係るものも含め料金設定を行うものである。

なお、本件活用業務は、令和6年11月1日付けで届出した内容を含めたものであるが、今回の届出では、各エリア内に新たなGWルータを設置し、APNサービスにおいて他事業者の電気通信設備と相互接続を行うものであるが、当該接続に係る通信は電気信号で行われるものである。

本件活用業務の実施に当たっては、NTT東日本が地域電気通信業務等を営むために新たに保有する設備により構築するLAN型通信網と、同社が自ら敷設・保有する県間伝送路または他事業者等から調達する県間伝送路等^{※3}を利用し、同社の業務区域において県間のLAN型通信網サービスの役務提供を行うとともに、他事業者との合意に基づき、他事業者との相互接続に伴う当該他事業者の電気通信役務に係るものも含めて料金設定を併せて行う。

なお、NTT東日本は、本件活用業務の実施に当たっては、西日本電信電話株式会社（以下「NTT西日本」という。）との相互接続を行うこととしている。

- ※１ 日本電信電話株式会社等に関する法律（昭和５９年法律第８５号）第２条第３項において規定する区域。以下同じ。
- ※２ 平成１５年２月１９日付け総基事第１４号及び平成２０年２月２５日総基事第３５号で認可した申請における「地域ＩＰ網」及び「次世代ネットワーク」に係る県間伝送路を含む。

２ 確認の内容

ＮＴＴ法第２条第６項において、ＮＴＴ東日本及びＮＴＴ西日本（以下「ＮＴＴ東西」という。）は、

- （１） 地域電気通信業務等の円滑な遂行に支障のない範囲内
 - （２） 電気通信事業の公正な競争の確保に支障のない範囲内
- に限り、活用業務を営むことができると規定されている。

本件活用業務が、これらの範囲内で営まれるものであることについて、「ＮＴＴ東西の活用業務に関する「地域電気通信業務等の円滑な遂行及び電気通信事業の公正な競争の確保に支障のない範囲内」についての考え方【ＮＴＴ東西の活用業務に係る公正競争ガイドライン】」（平成２３年１１月策定。以下「ガイドライン」という。）に則し、ＮＴＴ東日本の届出書に記載された事項により、以下のとおり確認を行った。

３ 確認の結果

- （１） 地域電気通信業務等の円滑な遂行に支障のない範囲内であること
ガイドラインに基づき、

- ① 活用業務を営むために過大な投資を行うことにより、ＮＴＴ東西の財務を圧迫し、地域電気通信業務等の円滑な遂行を困難にするおそれがある場合
 - ② 地域電気通信業務等を営むために保有している設備や職員等の既存の経営資源を過度に転用することにより、地域電気通信業務等に関する利用者サービスの維持・向上に係る取組がおろそかになるおそれがある場合
- に該当するか否かについて、検討を行う。

ＮＴＴ東日本は、本件活用業務を営むに当たって、設備投資等に係る所要資金として、 を見込んでおり、内部資金でまかなうこととしている。

本件活用業務の実施規模及び同社の設備投資規模を踏まえれば、過大な投資により、地域電気通信業務等の遂行を困難にするおそれは生じないものと考えられる。

また、既存の経営資源の活用に関しても、設備については、現在のＬＡＮ型通信網サービスの提供の業務を営むために保有する中継系伝送路設備等を活

用することとし、本件活用業務を実施することにより、トラフィック増等が発生し地域電気通信業務等に影響が生じるおそれがある場合には、必要な設備増設等を図ることで、地域電気通信業務等に影響が生じないように対処としている。さらに、職員についても、現在のＬＡＮ型通信網サービスの提供に関する業務を行う組織の職員を活用する予定であるとしているところ、本件活用業務の内容及びその実施規模を踏まえれば、過度の経営資源の転用により、地域電気通信業務等に関する利用者サービスの維持・向上に係る取組がおろそかになるおそれも生じないものと考えられる。

以上のことから、本件活用業務は、ＮＴＴ東日本による地域電気通信業務等の円滑な遂行に支障のない範囲内で営まれるものであると考えられる。

(2) 電気通信事業の公正な競争の確保に支障のない範囲内であること

ガイドラインに基づき、

ステップ１ 電気通信事業の公正な競争の確保に支障を及ぼすおその程度について検討し、

ステップ２ その上で、当該「おそれ」の程度に応じて公正な競争を確保するために必要な措置が十分かつ有効に講じられているか否かについて検討する。

1) ステップ１ 「電気通信事業の公正な競争の確保に支障を及ぼすおその程度」

おその程度に関する評価を行うに当たっては、ガイドラインにおいて、①地域通信市場における競争の進展状況、②ボトルネック設備との関連性及び③他の市場支配的な電気通信事業者との連携の有無を重点的に考慮することとされている。

このうち、上記①については、地域電気通信市場における競争が進展していない場合、ＮＴＴ東西は同市場における市場支配力を競争分野において濫用するおそれが大きいと考えられる。

また、上記②については、競争事業者がＮＴＴ東西の営む新たな業務と同様の業務を実施する場合、ＮＴＴ東西の設置するボトルネック設備への依存度が高いとすれば、当該ボトルネック設備及びこれと一体として構築される新たなネットワーク要素のオープン化の要請が高まると考えられる。

さらに、上記③については、市場支配的な電気通信事業者であるＮＴＴ東西が活用業務を営むに当たって、他の市場支配的な電気通信事業者との連携を行うとすれば、当該事業者の市場支配力が結合することにより、競争事業者等との実質的な公平性の確保が困難となる等、競争阻害的な要素が拡大す

るおそれがあることから、考慮の必要があるものである。

① 地域通信市場における競争の進展状況

NTT東日本の届出書によれば、本件活用業務は、APNサービスを含むLAN型通信網サービスの役務提供等を行うものであり、本件活用業務の性質及び設備形態に鑑みれば、LAN型通信網サービスに関する市場の競争状況の影響を受けるものと考えられる。

したがって、本件活用業務に関する競争状況は、NTT東日本が電気通信役務を提供する地域電気通信市場のうち、LAN型通信網サービスが属するWANサービス市場における競争状況の影響を受けると考えられ、競争の進展状況を検証すべき地域電気通信市場として、これらの市場を取り上げることが適当である。

「電気通信事業分野における市場検証（令和5年度）年次レポート」（令和5年8月31日公表）のデータによれば、WANサービス市場（IP-VPN、広域イーサネット、フレッツVPNワイド等）における令和6年3月末のNTT東日本のシェアは17.2%であるが、NTT東西のシェアは35.9%と他事業者よりも高い状況であり、NTT東西が協調して市場支配力を行使し得る地位にあると考えられる。一方で、同市場における競争事業者のシェアは、KDDIグループが14.6%、ソフトバンクが11.7%と一定程度のシェアを有していることから、実際に市場支配力を行使する可能性は低いと評価できる。

さらに、広域イーサネットサービスにおけるNTT東日本のシェアは15.8%、NTT東西のシェアは33.2%であり、競争事業者であるKDDIグループのシェアは35.4%を有すること等も考慮すると、実際に市場支配力を行使する可能性は低いと評価できる。

以上を踏まえれば、NTT東日本は、NTT西日本と協調すれば市場支配力を行使し得る地位にあるものの、実際に市場支配力を行使する可能性は低いと評価できる。

ただし、市場支配力の行使の可能性は高くないものの、NTT東日本がWANサービス市場において一定の市場支配力を有していると考えられることに鑑みれば、例えば、同社が他事業者との接続の業務に関して知り得た情報を不適切に当該サービスに流用すること等、同社が地域電気通信市場における市場支配力を本件活用業務に関する市場において濫用した場合、当該市場における公正な競争を阻害するおそれもあると考えられる。

このため、NTT東日本が届出書において講ずることとしている措置が公正な競争を確保するために適切なものであるかについて、②、③の状況とあわせて、ステップ2)において確認することとする。

② ボトルネック設備との関連性

NTT東日本の届出書によれば、本件活用業務におけるLAN型通信網サービスは、市販の装置や光ファイバの組合せにより対応するものであり、APNサービスにおいて他事業者との相互接続を新たに行うものであるが、当該接続は電気信号によるものであり、接続に必要なインタフェース条件は接続約款や技術的条件集にて開示しているとしている。

また、上記に加え、当該設備を用いたLAN型通信網サービスは、既に競争事業者等が提供しているサービスと同様のものであり、NTT東日本が保有する情報の中に新たに必要不可欠となる情報はないとしている。

一方で、競争事業者がNTT東日本と同様のネットワークを構築しようとする際には中継光ファイバや局舎コロケーション等に関する情報が必要であることや、競争事業者が足回り回線として光ファイバを利用することもあり得るところ、本件活用業務がボトルネック設備との関連性を有していると考えられ、これらのオープン化の要請は高まることとなる。

このため、NTT東日本が届出書において講ずることとしている措置が公正な競争を確保するために適切なものであるかについて、①、③の状況も勘案しつつ、ステップ2)において確認することとする。

③ 市場支配的な電気通信事業者との連携の有無

本件活用業務は、NTT東日本のLAN型通信網サービスを役務提供するものであるが、同社の届出書によれば、本件活用業務の実施に当たっては、APNサービスにおいて、新たにガイドラインに規定されている他の市場支配的な電気通信事業者（NTT西日本）との接続を行うことが予定されている。

このため、NTT東日本が届出書において講ずることとしている措置が、NTT東西の市場支配力が結合することにより、競争事業者等との実質的な公平性の確保が困難になる等、競争阻害的な要素の拡大を防止するために適切なものであるかについて、①、②の状況と併せて、ステップ2)において確認することとする。

2) ステップ2 公正な競争を確保するために必要な措置

本件活用業務について、ガイドライン別紙「NTT東西が活用業務を電気

通信事業の公正な競争の確保に支障のない範囲内で営むために講ずべき措置」に掲げる7つの項目ごとのNTT東日本が講ずるとしている措置の概要及び当該措置に関する考え方は次のとおりであり、NTT東日本からの届出書に記載されたとおりにこれらの措置が講じられる限りにおいて、本件活用業務は、電気通信事業の公正な競争の確保に支障のない範囲内で営まれるものであると考えられる。

次の項目①から⑦までに關し、これらの措置が十分に実施されない、あるいは市場環境の変化等により公正な競争を確保するための措置が新たに求められるような状況が生じた場合、必要に応じて実施状況の報告を求めることを含め、総務省として個別に適切な対応を行っていく考えである。

① ネットワークのオープン化

【NTT東日本が講ずることとしている措置】

本業務の実施にあたっては、既に当社で実施している業務に係る接続に必要なインタフェース条件は接続約款や技術的条件集にて開示する等、十分なオープン化措置を講じている。

新たに県間伝送路を自ら構築する場合においては、他事業者からの具体的な接続要望が明らかになった場合等には、当該事業者との協議を行い、合意に基づき、提供条件を明確にして提供することにより、これまで同様オープン化を推進することとし、接続等の迅速性、公平性を確保する考えである。また、新たに県間伝送路を調達する場合においては、中継事業者の選定にあたり、透明性・公平性を確保する観点から、公募により調達する考えである。

また、他事業者が市販で調達可能なスイッチ等の局内装置を用いて当社と同様のネットワークを構築しようとする際に必要となる中継光ファイバや局舎コロケーション等の提供条件についても、既に接続約款に規定する等のオープン化施策によって、他事業者は同様の業務の提供が可能であり、現に同様のサービスを提供していることから、接続等の迅速性・公平性は確保されているものと考ええる。

なお、他事業者から現在想定できないような具体的な接続を要望された場合等には、提供条件を提示した上で当該事業者との協議を行い、接続した場合には、必要に応じて当該接続条件をオープンにしていく考えである。

【総務省の考え方】

NTT東日本の届出書によれば、本件活用業務に関しては、APNサービスにおいて他事業者との相互接続を新たに行うものであるが、当該接続は電気信号によるものであり、既に接続約款等において、接続に必要なインタフェース条件を開示する等、十分なオープン化措置が講じられている。

また、本件活用業務に用いる県間伝送路を新たに自ら構築する場合においては、これまで同様オープン化を推進することとし、接続等の迅速性、公平

性を確保するほか、新たに県間伝送路を調達する場合には、事業者の選定に当たり、透明性・公平性を確保する観点から、公募により調達を実施するとしている。

さらに、競争事業者が市販で調達可能なスイッチ等の局内装置を用いてNTT東日本と同様のネットワークを構築しようとする際に必要となる中継光ファイバや局舎コロケーション等の提供条件についても、既に接続約款や技術参考資料に規定する等のオープン化措置が講じられている。

加えて、競争事業者から現在想定できないような具体的な接続を要望された場合等には、必要に応じて当該接続条件をオープンにしていくとしている。

したがって、上記の措置が講じられている限りにおいては、競争事業者も本件活用業務と同様の業務を営み得ると考えられ、直ちに電気通信事業の公正な競争の確保に支障を来すものとは認められないことから、ステップ1)①、②の観点からも、新たにネットワークのオープン化のための措置を講じる必要は認められない。

② ネットワーク情報の開示

【NTT東日本が講ずることとしている措置】

本業務の実施にあたっては、市販の装置や光ファイバの組合せにより対応するものであり、既に当社で実施している業務に係る接続に必要なインタフェース条件は接続約款や技術的条件集にて開示する等、十分なオープン化措置を講じている。

また、今後とも国際的な標準化動向や機能の装置への実装状況、お客様ニーズを踏まえ、サービス追加に合わせてインタフェース条件等を開示するとともに、相互接続性を確保するよう必要なネットワーク情報を開示していく考えである。

なお、他事業者から現在想定できないような具体的な接続を要望された場合等には、他事業者の要望を踏まえ、迅速かつ合理的な価格(個別の費用負担を求めないものを含む)で、必要不可欠なネットワーク情報の提供を行う考えである。

【総務省の考え方】

NTT東日本の届出書によれば、本件活用業務は、LAN型通信網サービスの役務提供等を行うものであるが、市販の装置や光ファイバの組合せにより対応するものであり、また、新たに実施するAPNサービスに係る他事業者との接続は電気信号によるものであり、既に同社で実施している業務に係る接続に必要なインタフェース条件は接続約款や技術的条件集にて開示されている。

また、本件活用業務に用いるLAN型通信網については、今後とも国際的な標準化動向や機能の装置への実装状況、顧客ニーズを踏まえ、サービス追

加に合わせてインタフェース条件等を開示するとともに、相互接続性を確保するよう必要なネットワーク情報を開示していくとしている。

さらに、競争事業者から現在想定できないような具体的な接続を要望された場合等には、競争事業者の要望を踏まえ、迅速かつ合理的な価格（個別の費用負担を求めないものを含む。）で、必要不可欠なネットワーク情報の提供を行うとしている。

したがって、上記の措置が講じられている限りにおいては、競争事業者も必要に応じ接続等を行うことにより、本件活用業務と同様の業務を営み得ると考えられることから、ステップ1) ②の観点からも、必要な措置が講じられているものと認められる。

③ 必要不可欠な情報へのアクセスの同等性確保

【NTT東日本が講ずることとしている措置】

本業務の実施にあたっては、市販の装置や光ファイバの組合せにより対応するものであることに加え、他事業者は本業務と同様のサービスを既に提供中であり、当社は本業務によるサービスを競争環境下で提供していくことから、当社の保有する情報の中に新たに必要不可欠となる情報はないと考える。

なお、他事業者が当社と同様のネットワークを構築しようとする際に必要となる中継光ファイバや局舎コロケーション等に関する情報については、既に接続約款に規定する等のオープン化施策によって開示に努めており、他事業者は同様の業務の提供が可能であることから、同等性は確保されているものとする。

また、他事業者からの現在想定できないような具体的な接続を要望された場合等には、他事業者の要望を踏まえ、必要不可欠な情報へのアクセスの同等性の確保に努める考えである。

【総務省の考え方】

NTT東日本の届出書によれば、本件活用業務におけるLAN型通信網サービスは、市販の装置や光ファイバの組合せにより対応するものであり、既に競争事業者等が提供しているサービスと同様のもののため、同社が保有する情報の中に新たに必要不可欠となる情報はない、としている。

また、競争事業者から現在想定できないような具体的な接続を要望された場合等には、競争事業者の要望を踏まえ、必要不可欠な情報へのアクセスの同等性の確保に努めるとしている。

したがって、現時点において必要不可欠な情報へのアクセスの同等性確保のための措置を講じる必要性は認められない。

④ 営業面でのファイアーウォール

【NTT東日本が講ずることとしている措置】

従来から、営業面でのファイアーウォールについては、以下のとおり所要の措置を講じており、今後とも公正な競争が阻害されることのないよう配慮することとし、営業面でのファイアーウォールを確保していく考えである。

- ① 本社や支店において、設備部門と設備部門以外の組織は別々の組織として設置しており、接続の業務を通じて知り得た情報を目的外に利用することがないよう、本社からの通達、社員用マニュアル、社員向け説明会により徹底した指導を実施している。

また、電気通信事業法の改正(平成23年11月30日施行)を踏まえ、禁止行為規定遵守措置等報告書(令和6年6月28日)に記載のとおり、顧客情報管理システムへの適正なアクセス権限の設定、社内規程・委託契約の整備や運用ルールの見直し、監査・監督体制の強化等を通じ、情報セキュリティ及び法令遵守の一層の徹底を図っている。

- ② 電話の業務で取得した顧客情報については、公正競争の確保及び顧客情報保護の徹底を図るため、以下の内容について本社からの通達、社員用マニュアル、社員向け説明会により徹底した指導を実施している。

i) 顧客情報を、他事業者と競合する業務に関し不適切に流用しないこと。

ii) 出力した情報は使用後に廃棄処理すること。

iii) ID管理により顧客情報管理システムの操作が可能な社員を限定すること。

等

また、公正な競争を阻害するおそれがある場合には、既存のサービスとのバンドルサービスの提供を差し控える考えである。

なお、本業務の営業活動の子会社等に委託する場合にあつては、自ら営業活動を行う場合と同様に、当該子会社等を通じた営業活動においてもファイアーウォールを確保するため、顧客情報等の厳格な取扱いについて指導することとしている。

【総務省の考え方】

NTT東日本は、既往の措置に加え、平成23年の電気通信事業法の改正(同年11月30日に施行)を踏まえ、顧客情報管理システムへの適正なアクセス権限の設定、社内規程・委託契約の整備や運用ルールの見直し、監査・監督体制の強化等を通じ、情報セキュリティ及び法令遵守の一層の徹底を図るとしている。この旨を記載した禁止行為規程遵守等報告書について、当該内容の妥当性等の確認を実施しているとしている。

また、取得した顧客情報について、NTT東日本は、公正競争の確保及び顧客情報保護の徹底を図るため、本社からの通達、社員用マニュアル、社員向け説明会等により徹底した指導等、所要の措置を実施するとしている。

さらに、公正な競争を阻害する場合には既存のサービスとのバンドルサービスの提供を差し控えるとしているほか、本件活用業務の営業活動の子会社等に委託する場合にあっては、自ら営業活動を行う場合と同様に顧客情報等の厳格な取扱いについて指導することとしている。

したがって、これら上記の措置が講じられている限りにおいては、営業面でのファイアーウォールは確保されと考えられ、直ちに電気通信事業の公正な競争の確保に支障を来すものとは認められない。

⑤ 不当な内部相互補助の防止（会計の分離等）

【NTT東日本が講ずることとしている措置】

本業務に関する収支については、電気通信事業会計規則に準じた配賦計算を行うことにより、県内のLAN型通信網サービスに関する業務と会計を分計する考えである。

また、県内のLAN型通信網サービスに関する業務と本業務の間のコスト配分については、電気通信事業会計規則に準じた費用配賦を行う考えである。

なお、営業活動等に係る費用については、自らの子会社等に委託する場合を含め、原則、直接賦課の方法による費用配賦を行い、それが不可能な場合においても、商品別の稼働時間、訪問・取扱件数、新規獲得件数等に基づいた適切な配賦基準により、その他のサービスに係る営業費用と分計する考えである。

さらに、本業務の利用者料金に関しては、ネットワークコスト及び営業費（顧客獲得に要する費用を除く。）の合計額を上回るよう算定することとしているため、競争阻害的な料金設定となっていないと考える。

【総務省の考え方】

NTT東日本は、本件活用業務に係る収支を、電気通信事業会計規則（昭和60年郵政省令第26号）に準じた配賦計算等を行うことにより、子会社等に委託する場合も含め、他の電気通信役務に係る収支と分計するとしている。

また、利用者料金についても、設備コスト及び営業費（顧客獲得に要するコストを除く。）の合計額を上回るように設定することとしており、上記の措置が講じられている限りにおいては、必要な措置が講じられているものと認められる。

⑥ 関連事業者の公平な取扱い

【NTT東日本が講ずることとしている措置】

本業務の実施にあたっては、既に当社で実施している業務に係る接続に必要なインタフェース条件は接続約款や技術的条件集にて開示しており、関連事業者の公平な取扱いが確保されている。

また、本業務を営む上で、「NTT東西の活用業務に係る公正競争ガイドライン」に規定されている他の市場支配的な電気通信事業者とは公募により調達する中継伝送路を含め接続により料金設定を行っているが、当該事業者とは別個の設備を構築するとともに、排他的な共同営業を行う考えはないことから、他事業者との公平性は確保されているものとする。

【総務省の考え方】

NTT東日本の届出書によれば、本件活用業務におけるLAN型通信網サービスに係る接続（新たに実施するAPNサービスに係る電気信号による接続を含む。）に必要なインタフェース条件は接続約款や技術的条件集にて開示しており、関連事業者の公平な取扱いは確保されている、としている。

NTT東日本は、本件活用業務を営む上で、ガイドラインに規定されている他の市場支配的な電気通信事業者（NTT西日本）との接続を行っているが、当該電気通信事業者とは別個の設備を構築するとともに、排他的な共同営業を行う考えはないとしている。

したがって、NTT東日本が接続に必要なインタフェース条件等を接続約款に規定し、上記の措置が講じられている限りにおいては、ステップ1)①、②の観点からも、関連事業者の公平な取扱いは確保されていると考えられる。

⑦ 実施状況等の報告

【NTT東日本が講ずることとしている措置】

(1)～(6)の各種措置の実施状況・収支状況・利用状況については、毎事業年度経過後6ヶ月以内に総務大臣に報告し、これを公表する考えである。

ただし、報告資料のうち、費用(収益)項目一覧、県間伝送路調達の募集案内及び社内文書・規定類等については、それぞれ以下の理由により非公表とする。

・費用(収益)項目一覧：

経営上の秘密に属する情報に該当するため。

・県間伝送路を含む閉域網等の募集案内：

公表することにより、通信設備の位置等が公となり、不正侵入の目標にされる可能性が高まることでサービスの安全性が脅かされるおそれがあること、また、サービスの技術仕様、運営体制等が明らかになることで不正侵入への脆弱性を高めるおそれがあること等、通信の安全が脅かされるおそれがあるため。なお、他事業者への公表時も利用目的を限定した守秘契約を結んだ上で、個別に通知している。

・社内文書・規程類等の一部：

コーポレートガバナンスを構築する上でノウハウの保持が必要なため。また、公表することにより悪意の第三者による違法若しくは不当な行為を容易にし、またはその発見を困難にするおそれがあるため。

【総務省の考え方】

N T T 東日本は、各種措置の実施状況等について、毎事業年度経過後 6 か月以内に総務大臣に報告し、これを公表するとしており、上記の措置が講じられている限りにおいては、必要な措置が講じられているものと認められる。